

令和3年度調達改善の取組に関する点検結果

令和4年10月21日

行政改革推進会議

目次

1	はじめに	1
2	令和3年度調達改善計画の実施状況	
(1)	調達改善計画の策定状況	1
ア	共通的な取組	1
イ	重点的な取組	2
ウ	取組の難易度、目標達成予定時期の設定	2
(2)	自己評価の実施状況	2
ア	取組の進捗度	2
イ	明らかとなった課題・今後の計画に反映すべき事項	2
ウ	外部有識者からの意見聴取	2
3	調達改善の取組の具体的な実施状況	3
(1)	一者応札の改善	4
ア	一者応札の改善に向けた審査・管理	4
イ	一者応札の要因分析	5
ウ	競争参加者増加のための取組	5
エ	情報システム調達の改善	5
(2)	随意契約の改善	7
ア	競争性の向上のための取組	7
イ	より適正な価格での調達	7
ウ	少額随意契約の更なる改善	8
(3)	調達の公正性、透明性等の確保	8
ア	総合評価落札方式の適正な実施	8
イ	企画競争の適正な実施	8
(4)	調達の合理化	9
ア	共同調達・一括調達	10
イ	電力調達・ガス調達	10
(5)	調達事務のデジタル化	11
(6)	調達改善に資する情報共有等	13
ア	調達改善に資する研修等	13
イ	地方支分部局における共同調達の推進に向けた連絡会	13
ウ	事務局による実践的ノウハウ等の情報共有	14

4 歳出改革等WG委員からの主な指摘 14

5 今後の取組 15

別添

別添 1	国の調達に係る契約金額（令和3年度）	17
別添 2	国の調達に係る契約種別	18
別添 3	国の調達に係る応札状況	20
別添 4	各府省庁における調達改善の主な取組（令和3年度）	22

1 はじめに

限られた財源の中で政策効果を最大限向上させるためには、政策の遂行に必要な財・サービスの調達を費用対効果に優れたものとするのが不可欠である。

このため、行政改革推進本部（本部長：内閣総理大臣）は、平成 25 年 4 月に「調達改善の取組の推進について」を決定し、以下により、政府全体として調達改善の取組を推進することとしている。

- ・各府省庁は、原則として毎年度開始までに当該年度の調達改善計画を策定、公表し、上半期（4～9月）終了後及び年度終了後、当該計画の実施状況について自己評価を実施し、その結果を公表する。
- ・行政改革推進会議は、各府省庁の自己評価結果を点検し、必要に応じ指摘・助言を行うとともに、各府省庁が有する調達改善のノウハウ等の共有化・標準化を図る。

今般、各府省庁において、令和 3 年度調達改善計画の自己評価が実施されたことを受け、行政改革推進会議は、各府省庁の自己評価結果について、歳出改革等ワーキンググループ委員（以下「歳出改革等WG委員」という。）（※）によるヒアリング結果等を踏まえ、点検を実施した。

※ 有川 博 委員
石堂 正信 委員
川澤 良子 委員
瀧川 哲也 委員

2 令和 3 年度調達改善計画の実施状況

（1）調達改善計画の策定状況

各府省庁は、令和 3 年度調達改善計画について、同年度の開始までに策定、公表している。

ア 共通的な取組

令和 3 年度調達改善計画においては、全府省庁が共通して推進する取組を、①調達改善に向けた審査・管理の充実、②地方支分部局等における取組の推進、③電力調達・ガス調達の改善とした。

イ 重点的な取組

各府省庁は、自府省庁が調達する財・サービスの特性や調達の課題を踏まえ、契約金額の多寡や改善効果を勘案した上で、改善に取り組む分野・内容をそれぞれの調達改善推進体制において検討し、重点的な取組を設定している。具体的には、随意契約の改善、情報システム調達の改善、企画競争及び総合評価落札方式の適正な審査等の項目を設定している府省庁が見られた。

ウ 取組の難易度、目標達成予定時期の設定

各府省庁は、取組の項目ごとに難易度を設定しているほか、計画内容に応じた適切な目標や期限を設定している。また、取組の効果を把握し、当該取組の継続の必要性や新たな取組の検討を行っている。

(2) 自己評価の実施状況

各府省庁は、令和3年度調達改善計画に基づいて実施した取組の進捗度、課題等を分析し、自己評価した結果について外部有識者から意見を聴取した上で、令和4年7月までに公表している。

ア 取組の進捗度

各府省庁の取組の進捗度は概ね「A」（計画に記載した内容を概ね実施）となっており、総じて順調に進んでいる。

イ 明らかとなった課題・今後の計画に反映すべき事項

具体的な記載をしている府省庁が多く見られる一方で、引き続き、前年度から同一の記載を続けている府省庁や具体的な記載をしていない府省庁も見られた。

ウ 外部有識者からの意見聴取

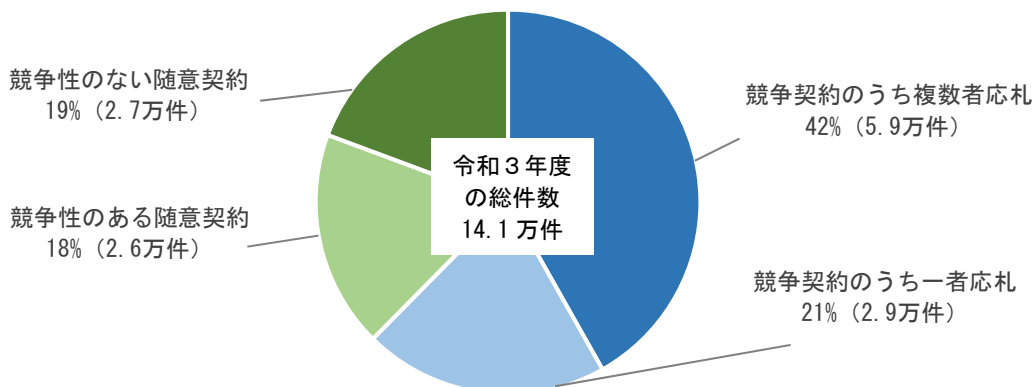
個々の取組について外部有識者から具体的な意見を得ている府省庁が多く見られた。例えば、契約監視委員会等の第三者委員会の構成員として各府省庁の契約実務を熟知している有識者からも意見を聴取し、また、各府省庁で課題となっている特定の調達品目や契約方式について意見を聴取するなどの工夫が見られた。一方で、外部有識者から具体的な意見を得ていない府省庁も見られた。

3 調達改善の取組の具体的な実施状況

国の調達に係る契約金額の総額は約 10.2 兆円となっている。そのうち地方支分部局等における契約金額の総額は約 5.7 兆円となっており、国全体の契約金額の 6 割程度となっている（図表参照。府省庁別の状況等については、[別添 1](#)参照）。

また、国の調達に係る契約の総件数は約 14.1 万件であり、このうち競争契約が約 6 割、随意契約が約 4 割となっている。競争契約のうち、一者応札となったものは、近年、契約全体の 2 割程度で推移している。また、随意契約のうち、競争性のない随意契約¹も、近年、契約全体の 2 割程度で推移している（図表参照。府省庁別の状況等については、[別添 2](#)及び[別添 3](#)参照）。

図表：国の調達に係る契約状況（件数ベース）



		令和元年度	令和2年度	令和3年度
総金額		9.2 兆円	10.7 兆円	10.2 兆円
総件数		14.4 万件	14.7 万件	14.1 万件
内訳 (割合)	競争契約のうち複数者応札	41%	41%	42%
	競争契約のうち一者応札	20%	21%	21%
	競争性のある随意契約	20%	19%	18%
	競争性のない随意契約	19%	19%	19%

注：金額及び件数は各年度に締結した支出原因契約（少額随意契約を除く）。なお、端数処理（単位未満四捨五入）の結果、内訳と合計に誤差が生じる場合がある。

出典：内閣官房調査

¹ 「競争性のない随意契約」とは、随意契約から、以下の①から④までを除いたものをいう。

①企画競争によるもの、②公募を実施したもの、③入札に付しても入札者がいない又は再度の入札をしても落札者がいないため随意契約が締結されたもの、④少額のもの

各府省庁における調達改善に向けた取組の実施状況は以下のとおりである。

(1) 一者応札の改善

国の契約は、原則として、競争に付さなければならないとされている²。競争入札における応札者数は、その時々を経済情勢や市場の需給等、様々な要素により左右されるものの、同種の入札に一者応札が続く場合、特に、同一事業者が受注を繰り返す場合には、競争が働かないことによる調達価格の高止まりが生じる懸念がある。このため、各府省庁は、一者応札となった契約について要因の把握と分析に努め、その改善を図った上で、受注可能な事業者の調査や新規参入者への情報発信等、競争参加者の増加を図る必要がある。

ア 一者応札の改善に向けた審査・管理

各府省庁は、一者応札について、調達ごとの特性、経緯等に応じた対応の必要性から、個別案件の事前・事後審査、管理体制を整備して、その充実を図っている。

複数の府省庁においては、入札前、契約前、事後など多段階にわたる審査プロセスを構築した上で、各段階において一者応札の改善項目をまとめたチェックリストを導入し活用している。また、重点的な審査等の対象となる一者応札案件について、個別案件ごとにその要因分析、改善策等を記載した一覧表を作成しており、分析の程度や要因の傾向等を把握して有効な改善策を検討している。当該一覧表は、事業者への情報提供等のためウェブサイトで公表する、契約監視委員会等の参考資料とするなどにも活用されている。

各府省庁は一者応札が複数回継続する案件の審査・管理の強化のため、契約監視委員会やデジタル統括アドバイザー³からの指摘を次回調達に反映させるなど外部有識者の知見を活用している。複数の府省庁においては、契約監視委員会等からの指摘を踏まえた改善策やその成果を改めて同委員会等に再報告するプロセスの構築が行われている。

一方で、特殊な技術、品質等が求められる調達等そもそも特定の一者以外には履行し得ない案件については、競争入札を実施しても複数者の応札とはならず一者応札を繰り返すこととなるため、外部有識者等の第三

² 会計法（昭和22年法律第35号）第29条の3第1項等参照

³ 「デジタル統括アドバイザー」は、各府省のデジタル統括責任者等に対する技術的・専門的観点からの支援・助言等を行い、各府省におけるITガバナンスの強化の支援・助言等を行う。令和3年9月以降は、各府省庁は「デジタル統括アドバイザー」を設置することができるとされている。（参照：「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン」（デジタル社会推進会議幹事会、平成26年12月3日決定、令和4年4月20日最終改定））

者による審査を行うなど慎重な検討を経た上で、随意契約とする方が合理的な場合もある。複数の府省庁においては、調達に必要な技術や設備等を明示した上で参加者を公募するなどして、改めて特定の者だけが事業を実施し得ることが確認された場合に、随意契約によることとして、見積根拠の精査等（取組の詳細は3（2）イ参照）を実施している。

イ 一者応札の要因分析

各府省庁は、一者応札となった要因を把握するため、入札説明会に参加したが応札しなかった事業者等へその理由に関するアンケート調査やヒアリングを実施している。

ウ 競争参加者増加のための取組

各府省庁は、受注可能な事業者を把握するため、他府省庁等で過去に受注実績のある事業者や下請事業者を確認し、事業者団体のウェブサイト等の様々な情報源を活用することなどにより広く調査している。また、事業者への情報発信を行うため、公正性に配慮した上でそれら事業者に対し公表済みの入札情報を周知するなどの取組が見られる。

エ 情報システム調達の改善

情報システムについては、令和3年9月以降、デジタル庁が、国の行政機関が行う情報システムの整備・管理に関する行政各部の事業の統括・監理、同事業に必要な予算の一括要求・確保、同事業の全部又は一部を自ら執行するなどとされている⁴。デジタル庁においては、同庁自らが実施する情報システム調達の改善を進めるとともに、各府省庁においては、引き続き自ら実施する情報システム調達について、デジタル庁とも連携しながら、対応していくことが必要である。

各府省庁は、デジタル統括アドバイザーの助言を得るなどして、情報システムの要件定義の明確化や、従来の受注者等、特定の事業者に有利な仕様内容とならないようにしている。また、複数の府省庁においては、入札情報の積極的発信、民間事業者からの意見等の収集・反映、参加者要件・調達単位の工夫などに取り組んでいる。

⁴ デジタル庁設置法（令和3年法律第36号）参照

＜令和3年度における一者応札の改善等の取組例＞

- 経済産業省は、一者応札改善のため、入札前自己チェック（前年度一者応札）、契約前自己チェック（一者応札・高落札率）、事後の第三者チェック（一者応札・高落札率・同一者連続）を行っており、さらに競争性を確保するため、新たに、前年度一者応募だった企画競争案件もチェックプロセスの対象とする審査対象拡大の取組を行うことで、審査・管理の強化を図った。
 - 個人情報保護委員会は、事後審査において、一者応札の改善項目をまとめたチェックリストを活用している。令和3年度においては、過年度に実施した対応策の実効性等を把握・分析できるようにするため、応札者数、一者応札となった要因及びその対応策を年度ごとに記載するよう様式を改善するとともに、データベース化して同委員会内で情報共有している。
 - 消費者庁は、一者応札となった要因について把握する目的で事業者へのアンケート調査を実施しているが、回答率が低いことから、改善策の一つとして、同庁のウェブサイトにもアンケートフォームを作成し、ウェブサイトからも回答を徴取する取組を行った。
 - 金融庁は、今後も継続して発注することが見込まれる情報システム調達について、競争性の更なる向上を図るため、公正性に留意しつつ、新規事業者に対して業務内容を丁寧に説明し、対応可能な事業者の開拓を行った結果、令和3年度において、8件で新規事業者が応札し、そのうち7件で新規事業者が落札（3件は一者応札改善）した。前回調達時と調達範囲が同一である比較可能な2件で1,806万円（▲31%）の削減効果があった。
また、新規事業者の開拓に当たり、過去に金融庁の情報システム調達において参考見積書の提出や応札のあった事業者情報を収集・蓄積した上で、庁内で共有するようにした。
- ※ 金融庁における取組については、受注可能な事業者の調査や調達情報の積極的な発信を継続的かつ丁寧に実施することにより、複数の案件でベンダーロックインが解消するなど競争性向上及びコスト抑制の成果が見られている。よって、本取組を優良取組事例に選定する。

※その他の一者応札改善の主な取組は、[別添4](#)参照。

さらに、デジタル庁においては、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和4年6月7日）⁵を踏まえて、情報システム調達について、参入手続における公平性や迅速性の確保、アジャイル開発⁶等の手法への対応等を念

⁵ 第6 5. (1)⑫参照

⁶ 「アジャイル開発」とは、「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン実践ガイドブック」（令和4年4月20日デジタル庁）によると、利用者にとって優先度の高いものから順次開発・リリースを進め、運用時の技術評価結果や顧客の反応に基づいて素早く改善を繰り返すという開発手法とされている。

頭に、検討を行うこととされている⁷。

(2) 随意契約の改善

国の契約において、随意契約は、契約の性質又は目的が競争を許さない場合等に採用される契約方式とされている⁸。一般に、随意契約は、相手方を特定することで、信用、能力等の確実な者を選定することができるという利点があるが、その運用を誤った場合には、契約の相手方が一部の者へ偏ることや、特に、競争性のない随意契約が締結される場合には、調達価格の高止まりが生じる懸念がある。

このため、各府省庁は、競争性のない随意契約によることとした場合には、その理由を明確にし、公告前にその妥当性等を審査することで適正な契約方式の適用に努めているほか、随意契約によることとした理由等を公表することとされている⁹。

ア 競争性の向上のための取組

各府省庁は、競争性のない随意契約が安易に締結されることのないよう審査を行い、発注条件や仕様書を見直すなどして一般競争入札に移行し、あるいはこれが困難な場合も、企画競争や公募といった競争性のある契約方式に移行できないか検討するなどの取組を実施している。

潜在的な参入事業者に対して情報提供を積極的に行うため、特定の事業者との競争性のない随意契約が継続している案件について、新規参入が可能である旨をウェブサイト上に継続的に掲載する取組が見られる。

競争性のある随意契約のうち一者応募となったものについては、競争入札と同様、一者応募改善のための取組を行う必要がある（競争入札における一者応札の改善のための取組は3（1）参照）。

イ より適正な価格での調達

各府省庁は、随意契約によらざるを得ない場合であっても、より適正な価格での調達を目指して、事業者から徴取する見積りについて、物品価格、人件費、数量など見積根拠の精査を行っている。見積根拠の精査に当たっては、精査の手續の透明性・公正性の確保の観点から、実施手續のルール

⁷ 現在、ベンダーロックインを予防するための方策をはじめ、多様なシステム開発ニーズに対応するため、従来とは異なる調達プロセスや体制の見直しなど、より柔軟な調達のあり方等について検討が行われている（デジタル庁情報システム調達改革検討会を令和4年6月21日に設置。年度末に最終報告をとりまとめ予定）。なお、ベンダーロックインを予防するための方策については、公正取引委員会による実態調査において、競争政策上及び独占禁止法上の考え方が示されている（「官公庁における情報システム調達に関する実態調査報告書」（令和4年2月8日公正取引委員会）参照）。

⁸ 会計法第29条の3第4項等参照

⁹ 「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日財計第2017号）3(1)⑨により、各府省庁は、随意契約によることとした理由等を公表することとされている。

化を進めることが適当であり、ノウハウのマニュアル化や改善事例の共有等の取組が見られる。

ウ 少額随意契約の更なる改善

少額随意契約は、事務手続の効率性の観点から随意契約によることができるとされているものであるが、随意契約の方式によることができる少額の調達であっても、事務負担等を考慮しつつ一般競争入札に移行するなど競争性の向上に努めている府省庁が複数見られる。

また、発注者が見積りの相手方を特定することなく調達内容、数量等を公示し、参加を希望する者から広く見積書の提出を募るオープンカウンター方式を導入し、透明性や競争性を確保する取組が見られる。

さらに、少額随意契約による調達に際して、インターネットを利用し、価格比較をした上でクレジットカード決済を活用するといった効率化も進められている。

※令和3年度における随意契約の改善事例については、[別添4](#)参照。

(3) 調達の公正性、透明性等の確保

調達改善の取組は、費用対効果といった経済性に加えて、公正性、透明性等を確保するとともに、情報公開の充実により国民への説明責任を十全に果たすことが必要である。特に、総合評価落札方式及び企画競争は、価格以外の要素を考慮する方式であるため、落札者等の選定過程等において、より公正な手続を定め、透明性の高い仕組を構築することにより、適正な競争を担保する必要がある。

ア 総合評価落札方式の適正な実施

総合評価落札方式は、価格以外の要素と価格とを総合的に評価して、落札者を決定する方式である。

研究開発、調査研究又は広報等の技術的要素等の評価を行うことが重要であるものについては、総合評価落札方式による一般競争入札を拡充することとされている。総合評価落札方式の実施に当たっては、発注者による提案の審査の透明性及び公正性の確保の観点から、総合評価の結果の公表を徹底するほか、評価方法の作成や落札者決定段階において学識経験者等の第三者の意見を効率よく反映させるための方策を講じるよう努めることとされている¹⁰。

イ 企画競争の適正な実施

企画競争は、契約相手方を選定する際に、複数の者に企画提案書等の提

¹⁰ 「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日財計第2017号)

出を求め、その内容について審査を行い、最も優れた企画提案書等を提出した者と随意契約を締結する方式である。

企画競争の実施に当たっては、競争に価格の要素が含まれないことから、それが真に適切かつやむを得ないと言えるか慎重な検討と審査が必要になる。また、総合評価落札方式の場合と同様に、評価方法の作成や契約相手方選定段階における第三者の意見の反映等、特定の者が有利とならないよう公正性や透明性に留意した手続を実施する必要がある。

各府省庁においては、総合評価落札方式や企画競争の公正性や透明性の確保に留意した内規の整備や、その遵守のための体制を確立するなどの取組が見られる。特に、事業者選定や審査の方法、審査結果の公表等についてルールを定めている府省庁が見られた。これらの取組は、調達公正性や透明性を向上させるとともに、事業者の技術力による競争を促進させるものであり、他の府省庁においても参考になるものである。

〈調達の公正性、透明性等の確保に向けた仕組の構築等の例〉

- 文部科学省は、総合評価落札方式及び企画競争を実施するに当たり、審査委員の選定について、①5名以上選定すること、②全員外部の有識者であること、③同省からの出向者及び元文部科学省職員は選定しないことを原則（審査委員選定の3原則）としている。また、審査委員の恣意性を排除するため、外部の有識者による審査を行う場合には、審査は会議形式を基本とし、評価結果は必ず審査委員全員で共有することとしている。これらの処理内容等を解説した標準マニュアルは、省内で共有され、適正な実施のための仕組の構築を図っている。
- 内閣官房等は、総合評価落札方式の標準ガイドラインにおいて、技術的要件の審査結果について、評価項目ごとに評価の結果及びその理由を記録することとして、入札者の苦情等に適切に対応できるようにしている。また、落札者と入札者それぞれの名称（商号）、入札価格及び技術等の得点について、契約締結後遅滞なく公表することとしている。¹¹

（4）調達の合理化

費用対効果の高い調達を実現するためには、競争性及び経済性の観点から、その調達規模や地域が合理的なものとなっているか検討することが重要である。特に、電力調達・ガス調達については、完全自由化を受け、一般競争入札への移行や複数庁舎をまとめた調達を実施することが重要である。

¹¹ これらの取組は、公共工事（公共工事に関する調査及び設計を含む。）及び情報システム調達においては、各府省庁に共通する標準ガイドラインに規定されている（「情報システムの調達に係る総合評価落札方式の標準ガイドライン」（平成25年7月19日調達関係省庁申合せ）、「工事に関する入札に係る総合評価落札方式の標準ガイドライン」（公共工事発注省庁申合せ）等参照）。

ア 共同調達・一括調達

共同調達・一括調達¹²（以下「共同調達等」という。）は、スケールメリットの観点から有効であるが、コスト削減効果を得るには、①スケールメリットが働く調達規模の確保、②納入回数や配送先の集約等を通じた物品の配送やサービスの提供等に係るコストの削減が重要である。このため、参加官署数や対象品目数を増加させることのみを目的とせず、適正価格（市場価格）の追求を目的とした参加官署の組合せを検討することが必要である。

また、各府省庁は、共同調達等の効果や事務負担について、共同調達等の開始後においても、グループごとに定期的に検証を行い、調達が合理的なものとなっているか確認し続けることが重要である。

（ア）本府省庁における共同調達

霞が関6グループで実施されている本府省庁における共同調達について、各府省庁で共通する汎用的な物品や役務の大部分を対象に実施されており、取組は浸透している。

（イ）地方支分部局等における共同調達等

地方支分部局等における共同調達等の取組は広く実施されており、特に、全国10の財務省財務局を中心に、地方支分部局における共同調達等の推進に向けた主導的な環境整備が行われている。これまでに汎用的な物品や電力の調達について、コストや事務負担の軽減等の成果が見られる。

令和3年度においても、共同調達等を実施する官署の増加や調達品目の拡大により、コストや事務負担の軽減を図った府省庁が複数見られた。

※ 共同調達・一括調達事例については、[別添4](#)参照

イ 電力調達・ガス調達

電力調達に関する取組については、平成28年4月からの完全自由化を受けて、従来随意契約だったものを一般競争入札に移行する取組のほか、既に一般競争入札をしていたものについて競争性の向上を図る取組が進んでいる。具体的には、入札情報の周知、十分な公告期間の確保、開札から供給開始までの準備期間の十分な確保により、一者応札解消・コスト削

¹² 本報告書において、「共同調達」とは、複数府省庁の官署において、一定地域内の官署に係る物品等の調達を行うこと、「一括調達」とは、同一府省庁内の複数官署において、物品・役務の調達を行うことをいう。「一括調達の運用ルール」（平成21年1月16日各府省等申合せ、最終改定25年1月29日）等に基づく取組であり、同取組による効果としては、①スケールメリットの発現によるコスト削減、②競争性の向上、③契約事務の軽減がある。

減が実現した事例が見られた。

また、電力調達を複数庁舎分まとめて共同調達等とした結果、コスト削減となった事例も多く見られた。

さらに、「2050年カーボンニュートラル」の実現に向け、令和2年12月には、内閣官房行政改革推進本部事務局（以下「事務局」という。）と環境省から各府省庁に対し、競争性の確保や低廉な電力価格の実現等に留意した上で、各府省庁の施設において、令和3年度分の電力について、再生可能エネルギー比率30%以上の電力調達を実施するよう要請した。これを受け、各府省庁では、早期の入札実施や通常の電力調達よりも幅広い声掛けの実施等により、競争性の確保に努め、その結果、700件で再生可能エネルギー比率30%以上の電力調達を実現し、電力調達全体の総予定使用電力量の約25%を再生可能エネルギー電力で調達した（令和3年度末時点）¹³。各府省庁からは、調達の課題として、再生可能エネルギーを要件にすると入札に参加しない事業者が存在する、不調の場合の事務手続きが煩雑になる、再エネ比率と調達価格は連動し、再エネ比率が高いほど価格は上昇する傾向にあることなどが挙げられている。取組を進めるに当たっては、早期に準備・入札を実施すること、多くの事業者への声掛けや複数回入札を実施すること、スケールメリットや事務負担軽減のため共同調達等を積極的に活用することなどに留意することが必要である。

ガス調達については、平成29年4月からの小売市場の完全自由化を受け、ガス小売市場への新規参入状況に地域差がある中、調達改善事例が複数見られる。

※ 電力調達・ガス調達の改善事例については、[別添4](#)参照

（5）調達事務のデジタル化

調達の実施に当たっては、公正性、透明性、競争性等を確保するとともに、事業者や発注者の負担軽減等に資するため、デジタル化を進めて、調達事務の効率化を図ることが重要である。

新型コロナウイルス感染症の感染防止への対応が求められる中、調達手続きの対面等が制限される状況下においても、契約監視委員会や入札説明会等をオンラインで開催するなど調達の公正性、透明性、競争性等を確保するための取組が進められた。

¹³ 内閣官房及び環境省調査。調達改善計画を策定している府省庁を対象に集計（少額随意契約等を除く。）

また、入札の実施、契約書の作成等については、政府が行う物品、役務等に係る一連の調達手続を電子的に行うことができる電子調達システム¹⁴によりオンライン化されており、利用率向上のため、多くの府省庁において、事業者への周知等がなされているほか、原則電子契約とする旨を入札説明書へ記載する取組や契約件数が多い事業者に個別に電子調達システムの利用について声掛けするなどの取組を行っている府省庁も見られる。令和3年度においては、全府省庁において、同システムが利用され、複数の府省庁において、利用率の向上が見られた。

さらに、令和2年12月に、法令により全府省庁に共通して適用される会計手続において書面等による手続の規定が改正された¹⁵ことを踏まえ、多くの府省庁にて、押印を省略した見積書や請書等を電子メールにより徴取している。

〈令和3年度における調達事務のデジタル化の取組例〉

- 内閣官房等は、入札説明書に電子入札・電子契約を原則とする旨記載する取組やウェブサイト及びリーフレットで電子契約のメリットを周知する取組等を行った結果、電子調達システムによる電子契約件数が令和2年度 49 件から令和3年度 185 件と増加し、事務負担の軽減を図った。
- 金融庁は、入札説明書等の配布、見積書や請書等の徴取、入札及び契約等の一連の調達手続を、電子調達システムや電子メール等のオンラインで実施できるようにするなど電子化を推進して、32 件の電子契約を締結した。
- 総務省は、個別の事業者が電子調達システムを利用した契約手続ができないか声掛けを行うに当たり、改善効果が大きいと見込まれる同省との契約件数が多い事業者を優先して対象とした。
- 環境省は、地方事務所が参加する会議等において電子調達システムの利用を周知徹底するとともに、電子契約を先行して行っている地方事務所から他の地方事務所に具体的な手続の説明や操作マニュアルの共有を行うなど利用促進に向けた情報共有の充実を図っている。
- 財務省北陸財務局は、調達情報を配信する事業者向けのメールマガジンを活用して、電子調達システム利用のメリットや、利用者講習会の開催情報などを継続的に案内している。

※ その他の調達事務のデジタル化に向けた取組事例については、[別添4](#)参照

¹⁴ 「電子調達システム（Government Electronic Procurement System: GEPS）」とは、「調達業務の業務・システム最適化計画」（平成21年8月28日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定。平成23年7月15日一部改定）に基づき構築された府省共通システム。平成26年3月から運用が開始されており、国の行政機関等が利用している。

¹⁵ 証券ヲ以テスル歳入納付ニ関スル法律施行細則等の一部を改正する省令（令和2年12月4日財務省令第73号）により、契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号）等が改正されている。

複数の府省庁は、事務の効率化のため、RPA¹⁶などの新しい技術の活用に取り組んでおり、効果が見られる。

〈令和3年度における新しい技術を活用した調達事務の効率化の取組例〉

- 国土交通省北陸地方整備局は、令和3年10月に、「北陸地方整備局インフラDX推進本部会議」を立ち上げ、デジタル技術の活用・導入による生産性向上に向けた検討を進めている。調達事務については、令和3年度において、コンサル発注業務等でRPAを利用して、入札公告案、入札説明書案等を自動作成及び自動チェックすることとした。その結果、約1～2時間を要していた作業が約5分に短縮され、入札公告作成407件及びチェック188件で計約950時間の削減効果が見られるなど、大幅な負担軽減を実現した。また、同局内において、RPAの活用方法に関する講習会や勉強会を開催して、スキルアップや利用促進を図っている。なお、RPAソフトウェアライセンスの調達に当たっては、複数者の応札があり競争性が確保されている。

(6) 調達改善に資する情報共有等

ア 調達改善に資する研修等

調達改善に資する研修等の取組については、研修実施のほか、調達改善に関する知識・スキルの効果的な習得のために、イントラネットや職員向けメールマガジン等のツールを活用している府省庁や、調達改善に関する知見の共有のために、内部監査の機会を活用している府省庁も複数見られる。

費用対効果の高い調達を実践できる人材を育成するため、例えば、情報システムに関しては、デジタル統括アドバイザー等の専門家が、実務担当者を対象に、見積根拠の精査の手法や仕様書作成のノウハウ等について研修を行っている府省庁も複数見られる。また、調達改善の取組や成果を人事評価において適切に反映して、予算執行の効率化、事務担当者のコスト意識の醸成等を図っている府省庁も見られた。

イ 地方支分部局における共同調達の推進に向けた連絡会

地方支分部局においては、全国10の財務省財務局を中心に、各地域における共同調達の推進に向けた連絡会が開催されている。連絡会においては、共同調達の成果を検証する中で、更なるスケールメリットを図るための工夫や各官署での契約金額、事業者ヒアリング結果の情報共有を行うなど、府省庁を超えた連携のための議論が具体的に進められている。連絡会

¹⁶ 「RPA (Robotic Process Automation)」は、これまでの人間のみが対応可能と想定されていた作業、もしくはより高度な作業を人間に代わって実施できるルールエンジンやAI、機械学習等を含む認知技術を活用した新しい労働力を創出する仕組みとされている(日本RPA協会)。

は、共同調達議論とともに、地方支分部局等ごとに行われている調達改善の取組の情報交換の場にもなっており、各地域における府省庁を超えた実務担当者のノウハウ共有の機会としても機能している。

ウ 事務局による実践的ノウハウ等の情報共有

事務局は、ノウハウ共有の一環として、調達実務担当者を対象とした勉強会を開催している。令和3年度は、「再生可能エネルギー比率の高い電力調達」をテーマとして開催した。勉強会では、調達に際し実施された優良な取組や得られた知見等を共有した。

また、地方支分部局における共同調達の推進に向けた連絡会¹⁷や各府省庁の会計研修等で講師となり、調達改善に関する情報共有等の機会を得ている。

さらに、令和3年度下半期からは、地方支分部局を含む実務担当者を対象に、各府省庁において実際に作成、活用している様式等について、優良事例と考えられるものを事務局で選定して、閲覧及びダウンロードできるようにした電子掲示板を開設し、効率的・効果的な府省庁間のノウハウ共有を図っている。

4 歳出改革等WG委員からの主な指摘

令和3年度ヒアリング等における調達改善の取組状況全般と今後の方向性についての歳出改革等WG委員からの主な指摘は以下のとおりである。

- ・各府省庁の調達改善の取組は、全体として、計画された取組が着実に進められており、深まりも見られる。事務局における調達改善のための取組も幅広く実施されてきている。
- ・調達改善に向けた審査・管理については、各府省庁において取組に進捗が見られるが、各部局の組織文化として定着させることが重要である。
- ・デジタル庁において、情報システム調達のベンダーロックインを予防するための方策等を検討するに当たって、各府省庁が既に実施している調達改善の取組等を参考にすることができるよう、事務局はデジタル庁と適切に連携して、これらの取組について情報共有を行うことが重要である。

¹⁷ 北陸地区の共同調達推進連絡会（令和4年6月21日）に事務局が参加して、地方支分部局における調達事務のデジタル化や調達事務の効率化に係る令和3年度中の取組事例の収集を行った。

- ・調達の公正性、透明性等については、各府省庁において、優良取組事例を参考にしながら、その確保に向けた仕組を構築することが重要である。また、総合評価落札方式等において、技術力による適正な競争を促進させる観点から、技術的要素等に係る評価基準を明確化することも重要である。
- ・電力調達については、需給がひっ迫し、価格が高騰している昨今の電力市場の情勢に鑑み、各府省庁において、安定的な調達に留意が必要である。また、事務局がコストの抑制（増加幅の抑制）に効果のある取組を、各府省庁から情報収集しノウハウの共有を図っていくことも重要である。
- ・調達事務のデジタル化については、各府省庁において、年度ごとに電子調達システムの利用率の目標を定めるなどして、取組を更に進めていく必要がある。
- ・限られた財源の中で政策効果を最大限向上させるという調達改善の取組の理念に鑑み、改善効果が大きいと見込まれる契約金額の大きい事業等を優先して取組を進めるべきではないか。
- ・既に定着し成熟しつつある取組については、各府省庁で自律的に取組を進めていくこととする一方、事務局においては、新たに推進するテーマを検討していくべきではないか。

5 今後の取組

各府省庁及び事務局は、令和3年度調達改善の取組に関するヒアリング等における歳出改革等WG委員の具体的な指摘等を踏まえて、以下のとおり取組を更に強化していくことが必要である。

【個別案件に係る審査・管理】

- ・各府省庁は、一者応札等の改善に向けて、これまで構築されてきた体制を強化するなど、審査・管理の更なる充実を図ること
- ・事務局は、引き続き、個別案件のヒアリングを行うなどして、各府省庁における審査・管理の状況を確認すること

【調達の公正性、透明性等】

- ・各府省庁は、総合評価落札方式や企画競争の公正性、透明性等の確保に留意し

た内規の整備や、その遵守のための体制を確立するなどの取組を実施すること

- ・事務局は、各府省庁の取組状況を確認して、留意事項等を整理するとともに、必要に応じて情報共有を行うなどして各府省庁の取組の標準化を図ること

【再生可能エネルギー比率の高い電力調達】

- ・各府省庁は、「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画」¹⁸（令和3年10月22日閣議決定）に基づき、取組を進展させる際には、競争性確保やコスト抑制に留意すること
- ・事務局は、関係府省庁と連携するなどして、競争性確保やコスト抑制に資するノウハウの収集や共有を図っていくこと

【調達事務のデジタル化】

- ・各府省庁は、「デジタル完結・自動化原則」¹⁹を踏まえて、調達事務においても、一連の手続をデジタルで完結させ、発注者及び受注者の負担軽減や事務の効率化を図ること
- ・特に、電子調達システムによる電子入札や電子契約については、「オンライン利用率引上げの基本計画」²⁰に基づき、デジタル庁を中心に、各府省庁において、電子調達システムの利用率の向上を図ること
- ・事務局は、デジタル庁をはじめとした各府省庁と連携して、調達事務のデジタル化を推進していくに当たって有効なノウハウの収集や共有を図っていくこと、また、特に地方支分部局における取組を促していくこと

【実践的ノウハウ等の情報共有】

- ・調達改善の取組を更に推進する観点から、事務局において、重点的に推進するテーマを定め、各府省庁に対し、勉強会や電子掲示板を活用することでノウハウを共有し、取組の定着を支援していくこと、また、勉強会は地方支分部局等の職員も対象にするなど効果的・効率的に実施すること

¹⁸ 「2030年度までに各府省庁で調達する電力の60%以上を再生可能エネルギー電力とする」こととされている。

¹⁹ 「デジタル完結・自動化原則」とは、デジタル臨時行政調査会において提示された、今後のデジタル社会を構築する上で必要となるデジタル改革・規制改革・行政改革に通底すべき5つの原則の一つであり、行政内部も含めエンドツーエンドでのデジタル対応を実現することとされている。

²⁰ 「規制改革実施計画」（令和2年7月17日閣議決定）を踏まえて、デジタル庁が作成した計画。電子調達システムのオンライン利用率については、令和7年3月までに電子入札率80%、電子契約率50%を目標とされている。

国の調達に係る契約金額(令和3年度)

別添1

(単位:億円)

合計 101,696	公共工事等 34,389		物品役務等 67,307			
	← 本省 701	地方支分部局等 33,688	本省 43,947		地方支分部局等 23,360	
国土交通省 33,411			27,541		5,869	
防衛省 33,116	2,912	30,203				
厚生労働省 9,703	← 61	9,642				
農林水産省 7,130	1,840		5,290			
環境省 4,357	790		3,567			
経済産業省 3,359	← 20	3,339				
内閣官房等 1,852	655		1,197			
財務省 1,816	144	1,672				
その他 6,954	文部科学省 1,520	外務省 464	デジタル庁 101	宮内庁 51	カジノ管理委員会 19	
	法務省 1,453	最高裁判所 285	衆議院事務局 87	参議院事務局 46	消費者庁 13	
	総務省 1,419	金融庁 132	復興庁 83	人事院 38	公正取引委員会 8	
	警察庁 1,010	国立国会図書館 121	会計検査院 81	個人情報保護委員会 25		

注1 契約金額:令和3年度に締結した支出原因契約(少額随意契約を除く。)。なお、端数処理(単位未満四捨五入)の結果、内訳と合計に誤差が生じる場合がある。

注2 内閣官房等:内閣官房、内閣法制局及び内閣府本府。以下、別添において同じ。

国の調達に係る契約種別

別添2

(単位：件、億円)

府省庁名		競争契約				随意契約										合計			
		件数 (注1)		金額 (注1)		合計				競争性のある随意契約				競争性のない随意契約				件数	金額
		割合	割合	割合	割合	割合	割合	割合	割合	割合	割合	割合	割合	割合					
															件数	金額	件数	金額	件数
内閣官房等	(令和元年度)	1,575	58%	875	27%	1,154	42%	2,330	73%	339	12%	530	17%	815	30%	1,800	56%	2,729	3,205
	(令和2年度)	1,560	62%	1,164	59%	954	38%	815	41%	301	12%	177	9%	653	26%	637	32%	2,514	1,978
	(令和3年度)	1,533	62%	1,324	72%	956	38%	527	28%	357	14%	127	7%	599	24%	400	22%	2,489	1,852
	(平成18年度)	1,115	40%	614	46%	1,691	60%	717	54%	585	21%	160	12%	1,106	39%	558	42%	2,806	1,331
宮内庁	(令和元年度)	289	66%	153	81%	151	34%	36	19%	52	12%	25	13%	99	23%	11	6%	440	189
	(令和2年度)	239	73%	33	68%	87	27%	16	32%	38	12%	6	13%	49	15%	10	20%	326	49
	(令和3年度)	226	72%	33	65%	90	28%	18	35%	31	10%	10	19%	59	19%	8	16%	316	51
	(平成18年度)	217	54%	18	35%	183	46%	33	65%	8	2%	1	2%	175	44%	32	63%	400	51
公正取引委員会	(令和元年度)	96	74%	5	67%	33	26%	3	33%	13	10%	1	17%	20	16%	1	17%	129	8
	(令和2年度)	94	72%	7	74%	37	28%	3	26%	12	9%	0	5%	25	19%	2	22%	131	10
	(令和3年度)	107	76%	6	77%	33	24%	2	23%	10	7%	0	3%	23	16%	2	20%	140	8
	(平成18年度)	32	41%	1	29%	47	59%	3	71%	3	4%	0	5%	44	56%	3	66%	79	5
警察庁	(令和元年度)	2,255	64%	858	68%	1,296	36%	395	32%	507	14%	239	19%	789	22%	156	12%	3,551	1,253
	(令和2年度)	2,260	67%	787	67%	1,106	33%	396	33%	450	13%	155	13%	656	19%	241	20%	3,366	1,183
	(令和3年度)	2,020	65%	642	64%	1,093	35%	369	36%	445	14%	189	19%	648	21%	180	18%	3,113	1,010
	(平成18年度)	1,325	40%	295	41%	1,982	60%	432	59%	156	5%	76	10%	1,826	55%	356	49%	3,307	727
個人情報保護委員会	(令和元年度)	26	72%	13	78%	10	28%	4	22%	-	0%	-	0%	10	28%	4	22%	36	17
	(令和2年度)	27	57%	9	71%	20	43%	4	29%	5	11%	0	0%	15	32%	4	29%	47	12
	(令和3年度)	27	59%	21	85%	19	41%	4	15%	7	15%	0	1%	12	26%	3	14%	46	25
	(平成18年度)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
カジノ管理委員会	(令和元年度)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	(令和2年度)	17	55%	6	55%	14	45%	5	45%	4	13%	1	6%	10	32%	4	39%	31	11
	(令和3年度)	13	36%	13	68%	23	64%	6	32%	13	36%	1	6%	10	28%	5	26%	36	19
	(平成18年度)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金融庁	(令和元年度)	82	44%	12	40%	103	56%	18	60%	56	30%	14	48%	47	25%	4	13%	185	30
	(令和2年度)	92	45%	20	49%	111	55%	22	51%	56	28%	17	40%	55	27%	5	11%	203	42
	(令和3年度)	78	44%	115	87%	100	56%	17	13%	54	30%	12	9%	46	26%	4	3%	178	132
	(平成18年度)	72	31%	13	25%	160	69%	39	75%	30	13%	9	17%	130	56%	30	58%	232	52
消費者庁	(令和元年度)	75	71%	8	74%	31	29%	3	26%	18	17%	2	15%	13	12%	1	11%	106	11
	(令和2年度)	86	64%	13	74%	48	36%	4	26%	24	18%	3	16%	24	18%	2	9%	134	17
	(令和3年度)	88	64%	8	62%	49	36%	5	38%	22	16%	2	18%	27	20%	3	20%	137	13
	(平成18年度)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
復興庁	(令和元年度)	33	13%	11	9%	223	87%	102	91%	54	21%	17	15%	169	66%	86	76%	256	113
	(令和2年度)	33	16%	9	10%	175	84%	84	90%	41	20%	14	15%	134	64%	70	75%	208	93
	(令和3年度)	56	24%	7	9%	180	76%	76	91%	28	12%	15	18%	152	64%	61	73%	236	83
	(平成18年度)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
総務省	(令和元年度)	1,108	56%	822	61%	855	44%	535	39%	645	33%	386	28%	210	11%	149	11%	1,963	1,357
	(令和2年度)	1,139	60%	1,243	63%	765	40%	737	37%	566	30%	263	13%	199	10%	474	24%	1,904	1,980
	(令和3年度)	1,084	61%	926	65%	705	39%	493	35%	506	28%	318	22%	199	11%	174	12%	1,789	1,419
	(平成18年度)	801	40%	184	27%	1,201	60%	497	73%	440	22%	168	25%	761	38%	329	48%	2,002	680
法務省	(令和元年度)	6,327	81%	1,862	87%	1,491	19%	281	13%	203	3%	43	2%	1,288	16%	238	11%	7,818	2,143
	(令和2年度)	5,726	78%	1,957	84%	1,626	22%	376	16%	180	2%	73	3%	1,446	20%	303	13%	7,352	2,334
	(令和3年度)	5,103	77%	1,191	82%	1,488	23%	262	18%	168	3%	61	4%	1,320	20%	201	14%	6,591	1,453
	(平成18年度)	3,275	46%	1,503	64%	3,789	54%	837	36%	266	4%	48	2%	3,523	50%	790	34%	7,064	2,340
外務省	(令和元年度)	366	32%	129	15%	779	68%	748	85%	169	15%	114	13%	610	53%	634	72%	1,145	877
	(令和2年度)	270	32%	164	27%	583	68%	446	73%	137	16%	137	22%	446	52%	309	51%	853	610
	(令和3年度)	261	29%	108	23%	628	71%	356	77%	144	16%	46	10%	484	54%	311	67%	889	464
	(平成18年度)	247	19%	30	12%	1,058	81%	227	88%	182	14%	18	7%	876	67%	209	81%	1,305	257

府省庁名	競争契約						随意契約										合計		
	件数 (注1)		金額 (注1)		合計				競争性のある随意契約				競争性のない随意契約				件数	金額	
					件数		金額		件数		金額		件数		金額				
	割合	割合	割合	割合	割合	割合	割合	割合	割合	割合	割合	割合	割合	割合					
財務省	(令和元年度)	3,689	57%	1,267	55%	2,823	43%	1,025	45%	1,957	30%	615	27%	866	13%	410	18%	6,512	2,292
	(令和2年度)	3,689	55%	2,174	70%	2,968	45%	948	30%	1,951	29%	497	16%	1,017	15%	451	14%	6,657	3,123
	(令和3年度)	3,651	56%	941	52%	2,875	44%	874	48%	1,875	29%	331	18%	1,000	15%	543	30%	6,526	1,816
	(平成18年度)	4,513	59%	860	39%	3,187	41%	1,329	61%	486	6%	142	7%	2,701	35%	1,186	54%	7,700	2,189
文部科学省	(令和元年度)	495	8%	142	14%	5,918	92%	888	86%	5,430	85%	414	40%	488	8%	474	46%	6,413	1,029
	(令和2年度)	529	9%	138	11%	5,060	91%	1,064	89%	4,605	82%	512	43%	455	8%	552	46%	5,589	1,203
	(令和3年度)	548	19%	446	29%	2,361	81%	1,074	71%	1,841	63%	515	34%	520	18%	559	37%	2,909	1,520
	(平成18年度)	377	9%	213	10%	3,824	91%	1,886	90%	3,129	74%	1,088	52%	695	17%	798	38%	4,201	2,099
厚生労働省	(令和元年度)	4,664	61%	1,975	45%	2,943	39%	2,443	55%	432	6%	192	4%	2,511	33%	2,251	51%	7,607	4,418
	(令和2年度)	4,885	55%	1,395	15%	3,990	45%	7,627	85%	418	5%	904	10%	3,572	40%	6,723	75%	8,875	9,022
	(令和3年度)	4,824	60%	2,152	22%	3,256	40%	7,551	78%	433	5%	288	3%	2,823	35%	7,263	75%	8,080	9,703
	(平成18年度)	5,569	36%	1,083	20%	9,710	64%	4,449	80%	2,303	15%	610	11%	7,407	48%	3,839	69%	15,279	5,532
農林水産省	(令和元年度)	9,818	84%	5,704	93%	1,858	16%	451	7%	861	7%	281	5%	997	9%	170	3%	11,676	6,154
	(令和2年度)	9,946	84%	5,484	87%	1,867	16%	826	13%	936	8%	681	11%	931	8%	146	2%	11,813	6,310
	(令和3年度)	9,396	84%	6,568	92%	1,805	16%	562	8%	726	6%	258	4%	1,079	10%	304	4%	11,201	7,130
	(平成18年度)	9,529	51%	5,392	76%	9,182	49%	1,722	24%	1,313	7%	543	8%	7,869	42%	1,179	17%	18,711	7,114
経済産業省	(令和元年度)	1,066	54%	519	27%	899	46%	1,404	73%	510	26%	879	46%	389	20%	525	27%	1,965	1,923
	(令和2年度)	1,061	53%	2,826	65%	931	47%	1,545	35%	495	25%	1,034	24%	436	22%	510	12%	1,992	4,370
	(令和3年度)	1,154	57%	675	20%	867	43%	2,684	80%	438	22%	1,693	50%	429	21%	991	30%	2,021	3,359
	(平成18年度)	547	16%	251	13%	2,873	84%	1,739	87%	1,853	54%	1,007	51%	1,020	30%	732	37%	3,420	1,990
国土交通省	(令和元年度)	34,065	75%	28,707	86%	11,171	25%	4,865	14%	5,881	13%	2,798	8%	5,290	12%	2,067	6%	45,236	33,571
	(令和2年度)	34,273	75%	32,008	80%	11,160	25%	7,992	20%	5,975	13%	4,514	11%	5,185	11%	3,478	9%	45,433	40,000
	(令和3年度)	32,354	74%	28,429	85%	11,112	26%	4,981	15%	5,918	14%	2,663	8%	5,194	12%	2,319	7%	43,466	33,411
	(平成18年度)	39,500	61%	22,499	76%	25,205	39%	7,287	24%	7,727	12%	2,152	7%	17,478	27%	5,135	17%	64,705	29,787
環境省	(令和元年度)	1,818	59%	1,277	54%	1,243	41%	1,109	46%	402	13%	412	17%	841	27%	698	29%	3,061	2,387
	(令和2年度)	1,810	60%	1,652	40%	1,190	40%	2,497	60%	398	13%	387	9%	792	26%	2,110	51%	3,000	4,149
	(令和3年度)	1,833	60%	1,203	28%	1,227	40%	3,154	72%	251	8%	159	4%	976	32%	2,995	69%	3,060	4,357
	(平成18年度)	720	35%	89	23%	1,341	65%	303	77%	503	24%	134	34%	838	41%	169	43%	2,061	392
防衛省	(令和元年度)	18,180	45%	4,756	16%	21,968	55%	25,674	84%	11,409	28%	7,239	24%	10,559	26%	18,436	61%	40,148	30,430
	(令和2年度)	21,142	49%	4,881	16%	22,316	51%	24,852	84%	11,397	26%	8,422	28%	10,919	25%	16,430	55%	43,458	29,733
	(令和3年度)	21,765	49%	5,778	17%	23,066	51%	27,337	83%	12,239	27%	9,111	28%	10,827	24%	18,226	55%	44,831	33,116
	(平成18年度)	16,205	43%	2,751	13%	21,544	57%	18,126	87%	5,723	15%	6,112	29%	15,821	42%	12,013	58%	37,749	20,876
その他 (注2)	(令和元年度)	1,758	61%	823	77%	1,105	39%	240	23%	227	8%	64	6%	878	31%	176	17%	2,863	1,063
	(令和2年度)	1,708	62%	390	72%	1,065	38%	152	28%	180	6%	38	7%	885	32%	114	21%	2,773	542
	(令和3年度)	1,733	62%	571	75%	1,053	38%	187	25%	222	8%	54	7%	831	30%	133	17%	2,786	758
	(平成18年度)	1,558	45%	389	55%	1,879	55%	315	45%	131	4%	37	5%	1,748	51%	278	39%	3,437	704
合計	(令和元年度)	87,785	61%	49,918	54%	56,054	39%	42,555	46%	29,165	20%	14,264	15%	26,889	19%	28,290	31%	143,839	92,473
	(令和2年度)	90,586	62%	56,361	53%	56,073	38%	50,410	47%	28,169	19%	17,836	17%	27,904	19%	32,575	31%	146,659	106,771
	(令和3年度)	87,854	62%	51,158	50%	52,986	38%	50,538	50%	25,728	18%	15,854	16%	27,258	19%	34,684	34%	140,840	101,696
	(平成18年度)	85,602	49%	36,183	48%	88,856	51%	39,941	52%	24,838	14%	12,304	16%	64,018	37%	27,637	36%	174,458	76,124

注1 件数・金額：各年度に締結した支出原因契約（少額随意契約を除く。）。なお、端数処理（単位未満四捨五入）の結果、内訳と合計に誤差が生じる場合がある。

注2 その他：人事院、会計検査院、衆議院事務局、参議院事務局、国立国会図書館、最高裁判所及びデジタル庁

注3 平成18年度は「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日財計第2017号）が発出された年度

出典：財務省「契約に関する統計」及び内閣官房調査

国の調達に係る応札状況

別添3

(単位：件、億円)

府省庁名	一般競争契約								指名競争契約								競争契約に占める 一者応札割合 (A+C) / (B+D)		全契約に占める 一者応札割合 (A+C) / (E)		全契約 (E)		
	1者 (A)		2者以上		合計 (B)		一者応札割合 (A/B)		1者 (C)		2者以上		合計 (D)		一者応札割合 (C/D)		件数	金額	件数	金額	件数	金額	
	件数 (注1)	金額 (注1)	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額									
内閣官房等	(令和元年度)	609	279	786	548	1,395	828	44%	34%	35	12	145	36	180	47	19%	24%	41%	33%	24%	9%	2,729	3,205
	(令和2年度)	592	390	809	729	1,401	1,119	42%	35%	30	8	129	38	159	45	19%	17%	40%	34%	25%	20%	2,514	1,978
	(令和3年度)	513	375	864	904	1,377	1,279	37%	29%	32	8	124	38	156	45	21%	17%	36%	29%	22%	21%	2,489	1,852
宮内庁	(令和元年度)	34	4	179	102	213	106	16%	3%	-	-	76	47	76	47	0%	0%	12%	2%	8%	2%	440	189
	(令和2年度)	19	3	161	17	180	20	11%	15%	-	-	59	13	59	13	0%	0%	8%	9%	6%	6%	326	49
	(令和3年度)	17	3	143	25	160	27	11%	10%	-	-	66	6	66	6	0%	0%	8%	8%	5%	5%	316	51
公正取引委員会	(令和元年度)	15	1	81	5	96	5	16%	10%	-	-	-	-	-	-	-	-	16%	10%	12%	7%	129	8
	(令和2年度)	7	0	87	7	94	7	7%	1%	-	-	-	-	-	-	-	-	7%	1%	5%	1%	131	10
	(令和3年度)	13	1	94	5	107	6	12%	11%	-	-	-	-	-	-	-	-	12%	11%	9%	8%	140	8
警察庁	(令和元年度)	628	396	1,527	438	2,155	835	29%	48%	3	0	97	24	100	24	3%	0%	28%	46%	18%	32%	3,551	1,253
	(令和2年度)	602	480	1,566	287	2,168	768	28%	63%	-	-	92	20	92	20	0%	0%	27%	61%	18%	41%	3,366	1,183
	(令和3年度)	606	238	1,319	364	1,925	602	31%	40%	2	2	93	38	95	40	2%	5%	30%	37%	20%	24%	3,113	1,010
個人情報保護委員会	(令和元年度)	9	10	17	3	26	13	35%	79%	-	-	-	-	-	-	-	-	35%	79%	25%	61%	36	17
	(令和2年度)	12	4	15	5	27	9	44%	44%	-	-	-	-	-	-	-	-	44%	44%	26%	31%	47	12
	(令和3年度)	13	20	14	1	27	21	48%	93%	-	-	-	-	-	-	-	-	48%	93%	28%	79%	46	25
カジノ管理委員会	(令和元年度)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	(令和2年度)	6	1	11	5	17	6	35%	20%	-	-	-	-	-	-	-	-	35%	20%	19%	11%	31	11
	(令和3年度)	4	8	9	4	13	13	31%	66%	-	-	-	-	-	-	-	-	31%	66%	11%	45%	36	19
金融庁	(令和元年度)	28	2	54	10	82	12	34%	19%	-	-	-	-	-	-	-	-	34%	19%	15%	7%	185	30
	(令和2年度)	43	10	49	10	92	20	47%	50%	-	-	-	-	-	-	-	-	47%	50%	21%	24%	203	42
	(令和3年度)	32	109	46	6	78	115	41%	95%	-	-	-	-	-	-	-	-	41%	95%	18%	83%	178	132
消費者庁	(令和元年度)	19	2	56	6	75	8	25%	24%	-	-	-	-	-	-	-	-	25%	24%	18%	18%	106	11
	(令和2年度)	24	4	62	9	86	13	28%	31%	-	-	-	-	-	-	-	-	28%	31%	18%	23%	134	17
	(令和3年度)	22	3	66	4	88	8	25%	42%	-	-	-	-	-	-	-	-	25%	42%	16%	26%	137	13
復興庁	(令和元年度)	7	1	26	10	33	11	21%	10%	-	-	-	-	-	-	-	-	21%	10%	3%	1%	256	113
	(令和2年度)	10	4	23	5	33	9	30%	47%	-	-	-	-	-	-	-	-	30%	47%	5%	5%	208	93
	(令和3年度)	10	3	46	5	56	7	18%	38%	-	-	-	-	-	-	-	-	18%	38%	4%	3%	236	83
総務省	(令和元年度)	580	564	528	258	1,108	822	52%	69%	-	-	-	-	-	-	-	-	52%	69%	30%	42%	1,963	1,357
	(令和2年度)	555	948	584	295	1,139	1,243	49%	76%	-	-	-	-	-	-	-	-	49%	76%	29%	48%	1,904	1,980
	(令和3年度)	512	685	572	242	1,084	926	47%	74%	-	-	-	-	-	-	-	-	47%	74%	29%	48%	1,789	1,419
法務省	(令和元年度)	1,170	893	5,153	968	6,323	1,861	19%	48%	-	-	4	1	4	1	0%	0%	18%	48%	15%	42%	7,818	2,143
	(令和2年度)	961	819	4,761	1,138	5,722	1,957	17%	42%	1	0	3	0	4	0	25%	19%	17%	42%	13%	35%	7,352	2,334
	(令和3年度)	858	670	4,244	521	5,102	1,191	17%	56%	-	-	1	0	1	0	0%	0%	17%	56%	13%	46%	6,591	1,453
外務省	(令和元年度)	136	86	201	27	337	113	40%	76%	12	6	17	10	29	16	41%	40%	40%	72%	13%	10%	1,145	877
	(令和2年度)	87	39	159	44	246	82	35%	47%	9	54	15	28	24	81	38%	66%	36%	56%	11%	15%	853	610
	(令和3年度)	79	49	165	26	244	75	32%	65%	6	27	11	5	17	32	35%	83%	33%	71%	10%	16%	889	464
財務省	(令和元年度)	919	731	2,770	536	3,689	1,267	25%	58%	-	-	-	-	-	-	-	-	25%	58%	14%	32%	6,512	2,292
	(令和2年度)	919	1,501	2,770	674	3,689	2,174	25%	69%	-	-	-	-	-	-	-	-	25%	69%	14%	48%	6,657	3,123
	(令和3年度)	891	432	2,760	510	3,651	941	24%	46%	-	-	-	-	-	-	-	-	24%	46%	14%	24%	6,526	1,816
文部科学省	(令和元年度)	259	74	236	68	495	142	52%	52%	-	-	-	-	-	-	-	-	52%	52%	4%	7%	6,413	1,029
	(令和2年度)	270	76	259	62	529	138	51%	55%	-	-	-	-	-	-	-	-	51%	55%	5%	6%	5,589	1,203
	(令和3年度)	256	363	292	83	548	446	47%	81%	-	-	-	-	-	-	-	-	47%	81%	9%	24%	2,909	1,520

府省庁名	一般競争契約								指名競争契約								競争契約に占める 一者応札割合 ((A+C) / (B+D))		全契約に占める 一者応札割合 ((A+C) / E)		全契約 (E)		
	1者 (A)		2者以上		合計 (B)		一者応札割合 (A/B)		1者 (C)		2者以上		合計 (D)		一者応札割合 (C/D)		件数	金額	件数	金額	件数	金額	
	件数 (注1)	金額 (注1)	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額							
厚生労働省	(令和元年度)	1,791	1,523	2,873	452	4,664	1,975	38%	77%	-	-	-	-	-	-	-	-	38%	77%	24%	34%	7,607	4,418
	(令和2年度)	1,842	851	3,043	544	4,885	1,395	38%	61%	-	-	-	-	-	-	-	-	38%	61%	21%	9%	8,875	9,022
	(令和3年度)	1,735	664	3,089	1,488	4,824	2,152	36%	31%	-	-	-	-	-	-	-	-	36%	31%	21%	7%	8,080	9,703
農林水産省	(令和元年度)	3,468	961	5,892	2,788	9,360	3,749	37%	26%	2	0	456	1,954	458	1,955	0%	0%	35%	17%	30%	16%	11,676	6,154
	(令和2年度)	3,776	1,152	5,703	2,441	9,479	3,593	40%	32%	1	0	466	1,891	467	1,891	0%	0%	38%	21%	32%	18%	11,813	6,310
	(令和3年度)	3,596	1,031	5,345	2,428	8,941	3,458	40%	30%	11	92	444	3,017	455	3,110	2%	3%	38%	17%	32%	16%	11,201	7,130
経済産業省	(令和元年度)	387	338	679	181	1,066	519	36%	65%	-	-	-	-	-	-	-	-	36%	65%	20%	18%	1,965	1,923
	(令和2年度)	294	942	767	1,884	1,061	2,826	28%	33%	-	-	-	-	-	-	-	-	28%	33%	15%	22%	1,992	4,370
	(令和3年度)	360	472	794	203	1,154	675	31%	70%	-	-	-	-	-	-	-	-	31%	70%	18%	14%	2,021	3,359
国土交通省	(令和元年度)	11,559	7,220	15,061	18,891	26,620	26,111	43%	28%	624	359	6,821	2,237	7,445	2,596	8%	14%	36%	26%	27%	23%	45,236	33,571
	(令和2年度)	11,281	7,894	15,537	21,191	26,818	29,085	42%	27%	807	422	6,648	2,501	7,455	2,924	11%	14%	35%	26%	27%	21%	45,433	40,000
	(令和3年度)	10,576	7,091	14,326	18,457	24,902	25,548	42%	28%	942	481	6,510	2,400	7,452	2,881	13%	17%	36%	27%	26%	23%	43,466	33,411
環境省	(令和元年度)	1,131	728	638	545	1,769	1,273	64%	57%	23	3	26	2	49	5	47%	55%	63%	57%	38%	31%	3,061	2,387
	(令和2年度)	1,095	609	674	1,040	1,769	1,649	62%	37%	13	1	28	2	41	3	32%	35%	61%	37%	37%	15%	3,000	4,149
	(令和3年度)	1,084	742	705	456	1,789	1,198	61%	62%	25	3	19	2	44	5	57%	66%	61%	62%	36%	17%	3,060	4,357
防衛省	(令和元年度)	5,305	1,344	12,032	3,237	17,337	4,582	31%	29%	3	2	840	173	843	174	0%	1%	29%	28%	13%	4%	40,148	30,430
	(令和2年度)	6,288	1,157	13,916	3,582	20,204	4,739	31%	24%	94	6	844	136	938	142	10%	4%	30%	24%	15%	4%	43,458	29,733
	(令和3年度)	6,234	1,517	14,435	4,094	20,669	5,611	30%	27%	13	5	1,083	163	1,096	168	1%	3%	29%	26%	14%	5%	44,831	33,116
その他 (注2)	(令和元年度)	527	611	1,216	211	1,743	821	30%	74%	-	-	15	2	15	2	0%	0%	30%	74%	18%	57%	2,863	1,063
	(令和2年度)	514	104	1,186	284	1,700	389	30%	27%	-	-	8	1	8	1	0%	0%	30%	27%	19%	19%	2,773	542
	(令和3年度)	508	277	1,221	293	1,729	570	29%	49%	-	-	4	0	4	0	0%	0%	29%	49%	18%	37%	2,786	758
合計	(令和元年度)	28,581	15,769	50,005	29,283	78,586	45,052	36%	35%	702	381	8,497	4,485	9,199	4,866	8%	8%	33%	32%	20%	17%	143,839	92,473
	(令和2年度)	29,197	16,988	52,142	34,252	81,339	51,240	36%	33%	955	491	8,292	4,630	9,247	5,121	10%	10%	33%	31%	21%	16%	146,659	106,771
	(令和3年度)	27,919	14,752	50,549	30,120	78,468	44,871	36%	33%	1,031	618	8,355	5,669	9,386	6,287	11%	10%	33%	30%	21%	15%	140,840	101,696

注1 件数・金額：各年度に締結した支出原因契約（少額随意契約を除く。）。なお、端数処理（単位未満四捨五入）の結果、内訳と合計に誤差が生じる場合がある。

注2 その他：人事院、会計検査院、衆議院事務局、参議院事務局、国立国会図書館、最高裁判所及びデジタル庁

出典：内閣官房調査

各府省庁における調達改善の主な取組（令和3年度）

各府省庁の自己評価に記載されている取組のうち、創意工夫が認められるなど主なものを記載している。

1. 一者応札の改善

<p>【内閣官房等】</p> <p>○ 調達予定案件の事前公表、公表・公告期間の30日以上確保等を行った結果、令和2年度に一者応札で、令和3年度も継続案件となった167件のうち、48件が複数者応札となった。</p>
<p>【宮内庁】</p> <p>○ 過去に応札のあった事業者積極的に公表済みの入札情報を提供するなどの取組を行った結果、令和2年度は一者応札となっていた5件が複数者応札となった。</p>
<p>【公正取引委員会】</p> <p>○ 入札不参加事業者に対して実施したヒアリングの結果等を踏まえ、履行期間や入札公告期間の確保に努めた結果、入札を実施した56件のうち49件が複数者応札となった。</p>
<p>【警察庁】</p> <p>○ 業界事情や調達案件の特殊性について事業者から積極的に情報収集を行い受注可能な事業者を把握した上で、仕様の見直し、入札スケジュールの調整や当該事業者への情報発信等を行った結果、本庁で6件、地方で43件の一者応札が解消した。</p> <p>○ 16官署において、継続して一者応札となっている27件を対象に事前審査を実施した。審査の結果、一部の案件においては、入札公告時期及び公告期間の見直し、統一参加資格有資格者名簿一覧を活用した積極的な業者への声掛けを行うことで参入障壁の撤廃につながり、一者応札が改善してコスト削減効果があった。</p> <p>○ 入札不参加事業者に対するアンケート調査を実施し、本庁においては267件のアンケートを回収し、一者応札の改善に活用した。地方においては、アンケート調査を12官署において実施するとともに、事業者への聞き取りを54官署において実施した。</p>
<p>【個人情報保護委員会】</p> <p>○ 一者応札となった13件を対象として、入札説明書等を取り寄せたが応札しなかった事業者からの意見聴取を実施し、要因分析と今後の対応策について検討を行った。</p> <p>○ 一者応札となった案件については、開札後にセルフチェックリストに基づいて入札手続の妥当性等を確認した。</p> <p>○ 事業者への時間的配慮を行うことにより、競争性を向上させ入札者数の増加を図るため、総合評価落札方式に係る調達実施の検討段階において、30日以上公告期間の確保の有無を事前に確認した。</p>

<p>【カジノ管理委員会】</p> <p>○ 一者応札となった4件全件について、入札不参加事業者に対してヒアリングを行い、要因分析を行った上で、次回以降の調達に向けて改善策を検討した。</p>
<p>【金融庁】</p> <p>○ 情報システム更改等に関する調達について、参入の可能性があると思込んだ事業者に対し、仕様書案に関する意見を聴取したところ、具体的な意見が得られたため、2件において仕様書の見直しを行った。参入の妨げになる要件や不明確な記述をなくすことで、事業者の参入可能性を高めるなど、一者応札改善に向けた取組を進めた。</p> <p>○ 個別案件に係る一者応札改善に向けた取組について、ポータルサイトに掲載し庁内で共有した。これまでに事業者から聴取した意見を反映させるなどの取組を行った結果、令和2年度に一者応札となった66件のうち13件について、改善することができた。</p>
<p>【消費者庁】</p> <p>○ 一者応札となった案件22件及び競争に付した結果不調となった案件2件について、仕様書等を受け取り、又は入札説明会に参加したものの応札しなかった事業者等へのヒアリングを実施した。</p>
<p>【復興庁】</p> <p>○ 令和2年度に一者応札で、令和3年度も継続案件となった5件について、調達の前に会計担当職員によって構成される入札・契約手続審査委員会において改善策の審査を行い、3件が複数者応札となった。</p> <p>○ 令和3年度に一者応札となった案件について、仕様書を取得したものの入札に参加しなかった事業者等に対して、ヒアリングを実施し、今後の一者応札の改善策を検討した結果、仕様内容の見直しや公告期間の延長等を実施した。</p>
<p>【総務省】</p> <p>○ 一般競争入札のうち予定価格1,500万円以上の総合評価落札方式案件又は企画競争及び公募の案件について、公告期間20日間以上の確保に努めた。このうち、前回調達で一者応札・応募となった案件については、30日間以上の公告期間の確保に努めた結果、83件のうち16件が複数者応札となった。</p> <p>○ 一者応札となった案件について、入札説明書を入手したが入札に参加しなかった者に対してアンケート等を実施して、その理由を把握、分析し、関係者間で共有するなど、改善策の検討等を行った。</p>
<p>【法務省】</p> <p>○ 公告期間の十分な確保、調達の情報提供の充実、事業者等に対するヒアリング等の取組を実施した結果、令和2年度に一者応札となっていた案件のうち116件が複数者応札となり、比較可能な44件で計6億3149万円(▲25%)の削減効果があった。</p>

【外務省】

- 一者応札・応募となった案件を対象に、事業者へのヒアリング等を通じて要因を分析し、調達スケジュールの見直し等を実施することにより、競争性の確保を図った。その結果、22件が複数者応札となった。
- 省内で統一かつ効果的に一者応札・応募改善の取組を実施するため、「一者応札・応募の改善チェックリスト」を活用した。
- 新規事業者の発掘のため、前年度に引き続き同様の調達を予定している案件について、調達実施予定時期、前年度の契約額等を一覧にしてウェブサイトで公表した。

【財務省】

- 契約ごとに、民間事業者からの意見等の収集、反映及び発注情報の積極的な発信等が適切に行われているか事前に審査を実施した結果、140件について一者応札が解消した。
- 入札等監視委員会の審議を受けた案件について、審議内容等の反映状況や講じた措置等を同委員会へ報告した。

【文部科学省】

- 一般競争入札及び企画競争を実施する案件のうち、前回の同種事業で一者応札等となった案件について、手続を開始する際に「一者応札・応募の改善チェックリスト」によるチェックを実施した。また、内部監査組織において、同チェックリストの事前確認を行った。
- 結果として一者応札等となった場合には、入札説明会に参加したが応札しなかった者等へのアンケート調査又はヒアリングを実施し、改善に向けた要因分析を行った。
- 物品・役務等契約監視委員会による個別審査の対象となった一者応札・応募案件について、その要因分析及び対応策をとりまとめて公表するとともに、検証を踏まえた成果について次年度の同委員会に報告する取組を行った。

【厚生労働省】

- 本省、地方支分部局及び施設等機関全ての部局が発注する1,000万円以上の一般競争入札案件に対して外部有識者を含む審査を行っており、令和2年度に一者応札であった案件のうち47件（本省分33件、本省以外の部局分14件）が複数者応札となり、約8億1,700万円（本省分約3億3,000万円（▲約18%）、本省以外の部局分約4億8,700万円（▲約29%））の削減効果があった。
- 全て外部有識者で構成される公共調達中央監視委員会では、本省、地方支分部局及び施設等機関全ての部局が発注する予定価格250万円を超える公共工事の契約済案件及び予定価格100万円以上の物品・役務の契約済案件（本省分2,029件、本省以外の部局分2,571件）から抽出された案件（本省分48件、本省以外の部局分44件）を対象に調達後の審議を実施した。
- 本省のメールマガジンにより、入札公告を登録者79,359者に対し674件配信した。

【農林水産省】

- 会計担当職員により構成される入札・契約手続審査委員会において、前回一者応札・応募であった案件 575 件について、入札要件や仕様書等の審査を実施し、前回の改善策が反映されているかの確認等を行った。その結果、140 件が複数者応札・応募となり、透明性や公正性等の向上が図られた。
- 会計担当職員により構成される入札・契約手続審査委員会において、一者応札・応募となった 721 件について、入札に参加しなかった者へのアンケートを実施して要因を分析し、次回の調達に向けての改善策を検討した。
- 外部有識者により構成される入札等監視委員会において、一者応札・応募となった案件 242 件について、次回の調達に向けての改善策等についての審議を行い、透明性や公正性等の向上が図られた。

【経済産業省】

- ①入札前の自己チェック（前年度一者応札）、②契約前の自己チェック（一者応札、高落札率）、③調達後の第三者チェック（一者応札、高落札率、同一者連続）を主な内容として「一般競争入札における一者応札問題の改善策」（平成 24 年度に策定し、適宜改訂。）を活用することで、平成 23 年度には 42%だった一者応札比率は令和 3 年度には 31%となった。
- 令和 2 年度に一者応札であったことから公告前にセルフチェックリストを作成した 161 件のうち、71 件が複数者応札となった。また、令和 2 年度に事後チェックを受け、かつ、令和 3 年度も事業を実施した 25 件のうち、11 件が複数者応札となった。

【国土交通省】

- 業者側の準備不足により一者応札となったと思われる案件について更なる準備期間の確保を行うなど、事前・事後検証を基に取組を行い、競争参加資格の拡大を行うなど一者応札改善に向け柔軟な取組を行った結果、141 件について一者応札が改善して、比較可能な 21 件で計約 0.15 億円（▲ 5%）の削減効果があった。

【環境省】

- 令和 3 年 4 月 1 日以降の契約において「一者応札」、「落札率が極端な高さ（95%以上）」、「契約金額 1,000 万円以上」であった案件について、入札公告に当たって、一者応札改善のための契約前自己チェックを実施した。契約前自己チェックの結果、競争入札を行い、引き続き一者応札となった個別案件及びその要因について一覧を作成し、省内に共有した。

【防衛省】

- 防衛省のウェブサイトに加え、近隣の商工会議所や市役所等のウェブサイトリンクを貼って、調達情報を発信した。

2. 随意契約の改善

<p>【内閣官房等】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 随意契約 443 件を対象に、見積根拠の精査等を実施し、このうち 210 件（本省分 195 件、地方支分部局分 15 件）について計約 17 億 8,987 万円（本省分 16 億 9,396 万円（当初提示額の▲5%）、地方支分部局分 9,591 万円（同▲27%））の削減効果があった。契約内容や見積根拠の精査の経緯をシートに記録して、情報共有を行った。○ 特殊かつ専門性が高い経費にかかる随意契約 4 件について、見積根拠の精査を行う際に、民間コンサルティング会社の知見を活用し助言を得るなどして、当初見積額に比べ約 3 億 1,768 万円（▲4%）の削減効果があった。○ 複数年にわたり同一事業者による一者応札が継続し、一者応札の改善の取組を実施しても改善が見込めない案件について、調達アドバイザー等の意見も踏まえて慎重に検討の上、新たに 7 件を公募による随意契約に切り替えた。見積根拠の精査により 232 万円（当初提示額の▲3%）の削減効果があった。
<p>【公正取引委員会】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 物品購入（14 件）、印刷製本（17 件）及び役務（4 件）についてオープンカウンター方式による調達を実施し、うち 12 件は令和 2 年度までに受注のなかった事業者が契約者となった。
<p>【警察庁】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 公募を実施した随意契約について、見積根拠の精査を実施した結果、19 案件において契約金額が当初提示額より削減された。○ 地方支分部局全 119 官署のうち 108 官署において、オープンカウンター方式による調達を計 1,732 件実施した。
<p>【個人情報保護委員会】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 随意契約審査委員会において、競争性のない随意契約 2 件について、契約の適否等について事前の審査を実施し、適正な契約方法等を用いているか確認した。
<p>【カジノ管理委員会】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 競争性のない随意契約を行おうとした 12 件全件について、随意契約の要件を満たしているか審査を実施し、うち 2 件について競争性のある契約へ移行した。
<p>【金融庁】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 公募の結果一者応募だった案件 28 件について、見積根拠の精査を実施し、4 件について減額に至った。
<p>【消費者庁】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 情報システム関連の随意契約のうち 21 件について、府省 C I O 補佐官による仕様書及び価格等の妥当性の検証を行った。○ 随意契約審査委員会を開催し、競争性のない随意契約 27 件、企画競争による随意契約 11 件、公募による随意契約 9 件の審査を行った。このうち、9 件について見積根拠の精査を実施して、当初提示額から 558 万円（▲6%）が削減された。

<p>【復興庁】</p> <p>○ 毎月定期的に購入する消耗品等について、オープンカウンター方式による調達を実施した。</p>
<p>【総務省】</p> <p>○ 競争性のない随意契約、企画競争又は公募による随意契約について、契約担当部局に合議し審査を行い、要件を満たしたもののみの実施に努めた。</p>
<p>【法務省】</p> <p>○ 会計法令上随意契約によることが認められる少額調達案件について、一般競争入札及びオープンカウンター方式による見積り合わせを実施した。その結果、一般競争入札等への移行前との費用比較が可能な15件で、計約194万円（▲17%）の削減効果があった。</p>
<p>【外務省】</p> <p>○ 複数年にわたり企画競争で調達していた2件について、価格や技術力の競争性を図るため、総合評価落札方式に移行して調達を実施した。</p> <p>○ 新たに16件の汎用物品について、オープンカウンター方式による調達を実施した。</p>
<p>【財務省】</p> <p>○ 少額随意契約の範囲内においても、予定価格が100万円を超える案件について、電子調達システムを活用した一般競争入札又はオープンカウンター方式による調達を実施した（本省庁57件、地方支分部局647件）。</p> <p>○ 規格や性能を担保できる電化製品等を主な対象として、インターネットを活用した調達を実施し、事務の効率化を図った（本省庁15品目、地方支分部局510品目）。</p>
<p>【文部科学省】</p> <p>○ 複数年にわたり一者応札・応募となっている案件のうち、今後も特定の者だけが事業を実施し得ることが見込まれる案件について、物品・役務等契約監視委員会に諮り、随意契約事前確認公募に移行する取組を実施している。令和3年度は、12件について、同公募を実施し、競争入札となった1件を除く11件で、見積根拠の精査を行った上で随意契約を締結した。見積根拠の精査により、計約2,400万円（▲1%）の削減効果があった。また、同公募を実施した案件について、公募期間以外でも新規参入希望者の発掘が可能になるよう、ウェブサイト上で調達内容等を恒常的に公表することとしている。</p>

【厚生労働省】

- 本省、地方支分部局及び施設等機関全ての部局が発注する 500 万円以上の随意契約案件に対して、競争性の向上等の観点から、外部有識者を含む審査を行っており、50 件を随意契約から一般競争入札に移行し、約 22 億 7,300 万円（▲14%）の削減効果があった。
- 20 の地方支分部局及び施設等機関に対し会計事務監査指導を実施し（61 件）、令和 3 年度の随意契約案件について、随意契約見直しのための指導を行った。
- 外部有識者を含む公共調達委員会での審査を経て、複数年度にわたり一者応札・応募となっている案件のうち、特定の者だけが事業を実施し得ると検証された 39 件（本省分）については、見積根拠の精査を行った上で、随意契約を締結した。見積根拠の精査を行った結果、計約 2 億 2,900 万円（▲約 10%）の削減効果があった。

【農林水産省】

- 少額随意契約による調達案件 509 件について、オープンカウンター方式による調達を実施した。また、予定価格が少額で随意契約が可能とされている調達案件のうち、820 件について一般競争入札を実施した。これらの取組により、競争性、公平性等の向上が図られた。

【経済産業省】

- 実施手続をまとめた会計課調達に基づき、公募（入札可能性調査）を実施し、特定の者だけが当該事業を実施し得ることが確認された 85 件について、見積根拠の精査を行った上で随意契約を締結した。
- 競争性と公平性の確保を図る観点から、少額随意契約を行う案件について、オープンカウンター方式による調達を 633 件実施した。

【国土交通省】

- 各部局において、競争性のない随意契約を締結しようとする全案件について、契約手続に入る前に競争性のある契約への移行可能性を改めて検討し、競争性のない随意契約によらざるを得ない理由とともに本省のウェブサイトに一括して公表した。一方、競争性のある契約へ移行した事例については取りまとめて省内で共有し、他の案件が競争性のある契約へ移行を検討する際の参考情報とした。
- オープンカウンター方式により、7,705 件、約 22.2 億円の調達を行った。

【防衛省】

- 随意契約によらざるを得ない調達については、新規参入が可能である旨とその参入要件をウェブサイトで常続的に公示している。
- 新たに 3 官署が、オープンカウンター方式による調達を実施した。

3. 電力調達・ガス調達の改善

<p>【内閣官房等】</p> <p>○ ガス調達において、過去に入札を辞退した事業者へのヒアリングを行うなど、入札参加機会の確保に努め、2件の一般競争入札で複数者応札となった。</p>
<p>【警察庁】</p> <p>○ 地方の電力調達について、新たに3官署において複数の庁舎をまとめて入札を行った。また、新たに1官署において一般競争入札への移行を実施した。</p>
<p>【総務省】</p> <p>○ 調達要求部局は、入札業者の拡大のため、調達実施可能な電気事業者及びガス事業者に対して、声掛けを積極的に行った。また、公告期間を20日以上とすることを徹底した。</p>
<p>【法務省】</p> <p>○ 電力調達について、一者応札の解消及び共同調達の実施により、省全体で計約2億2,151万円の削減効果があった。公告期間の十分な確保等により、令和2年度に一者応札となっていた案件のうち12件が複数者応札となり、比較可能な8件で、約1,506万円（単価ベースで▲10%）の削減効果があった。また、地方ブロック単位等の共同調達の実施により、比較可能な34件で、約2億645万円（単価ベースで▲8%）の削減効果があった。</p>
<p>【財務省】</p> <p>○ 本省庁において、電力調達6件及びガス調達4件について一般競争入札を実施した。地方支分部局において、電力調達136件及びガス調達101件について一般競争入札又は見積り合わせを実施した。これにより、前年度と比較可能な電力調達4件について、単価ベースで▲4%の削減効果があった。</p> <p>○ 庁舎ごとに行っていた電力及びガスの調達の3件について、一括調達を実施した。</p>
<p>【文部科学省】</p> <p>○ 従来、随意契約だった電力調達を一般競争入札に移行することで、競争性を高め、調達コストの削減を図った。これにより、約122万円（単価ベースで▲31%）のコスト削減効果が確認された案件があった。</p>
<p>【厚生労働省】</p> <p>○ 令和2年度は随意契約であった1件の電力調達について、一般競争入札を実施した。</p> <p>○ 令和2年度は随意契約であった1件のガス調達について、一般競争入札を実施し、複数者応札となった。</p>

【農林水産省】

- 電力調達について、新たに4官署において一般競争入札による調達を行い、このうち1官署において令和2年度と比較して約25万円（単価ベースで▲6%）の削減効果があった。そのほか、4官署においてこれまで庁舎単位で調達していたものを複数の庁舎でまとめて一括調達し、このうち3官署において令和2年度と比較して約17万円（単価ベースで▲8%）の削減効果があった。

【経済産業省】

- これまで施設ごとに調達していた経済産業省総合庁舎及び特許庁庁舎について、再生可能エネルギー比率30%の電力調達を実施するに当たり、まとめて一括調達とした結果、令和2年度と比較して単価ベースで約12%の削減効果があった。

【国土交通省】

- 15件の電力調達について、一般競争入札へ移行した結果、約3,000万円（▲18%）の削減効果があった。

【環境省】

- 随意契約を行っていた3施設の高圧電力の調達について、1つの契約にまとめて一般競争入札による調達を実施したところ、単価ベースで27.85円から24.87円に下がった。
- 長期継続契約を行っていた5施設の電力調達においてリバースオークションによる契約相手方の決定を行ったところ、単価ベースで31.94円から28.98円に下がった。

【防衛省】

- 521施設において、再生可能エネルギー比率の高い電力調達を実施した（277施設は再生可能エネルギー比率100%）。実施に当たって、早期の入札実施や事業者に幅広く聞き取り調査を行うなどの取組の結果、単価ベースで約0.9%のコスト削減となった。
- 一部の官署において、低圧区分の電力調達に当たり、随意契約から一般競争入札に移行した結果、前年度と比較して単価ベースで約5%の削減効果があった。

4. 共同調達・一括調達の実施

<p>【内閣官房等】</p> <p>○ 地方支分部局において、事務用消耗品等の共同調達を実施し、令和2年度と同品目（341品目）のうち108品目について、単価が引き下げられた。</p>
<p>【警察庁】</p> <p>○ 地方支分部局71官署において、326件（延べ数）の共同調達を実施したことにより、業務の合理化が図られた。</p>
<p>【法務省】</p> <p>○ 仕様や調達単位の検討を行った上、801件の共同調達を実施した結果、令和2年度と比較可能な225件で、計約2億6,442万円（▲13%）の削減効果があった（電力調達・ガス調達に係る契約を除く。）。そのうち、令和3年度から新たに共同調達が実施された契約は55件であり、比較可能な2件において、約192万円（▲19%）の削減効果があった。</p>
<p>【財務省】</p> <p>○ 全ての財務局において近隣官署とのネットワークを構築し、10財務局において共同調達参加官署による共同調達に関する連絡会等を15回開催した。</p> <p>○ 電力の共同調達の範囲等の検討及び調達改善全般に関するノウハウの共有等をテーマとした意見交換等を8財務局で実施した。</p> <p>○ 地方支分部局において、57品目について、共同調達を実施した。</p> <p>○ 15品目を新たに一括調達の対象品目に追加した。</p>
<p>【文部科学省】</p> <p>○ 共同調達・一括調達について、当初から計画していた13類型のうち、共同調達・一括調達が可能であった9類型を対象に実施した。</p> <p>○ 共同調達・一括調達開始の前年度と比較可能なものについて、約42万円の削減効果があった。</p>
<p>【厚生労働省】</p> <p>○ 共同調達の実施により、事務用消耗品等について単価の削減（▲約7%ほか）が確認された。</p>
<p>【経済産業省】</p> <p>○ 本省（外局含む。）において、事務の省力化や廉価な調達を図るため、外務省、財務省、農林水産省と事務用消耗品等の10品目において共同調達を実施した。その結果、事務用消耗品の契約単価は平均で約31%（共同調達実施前の平成20年度と比較）の削減効果があった。</p> <p>○ 全ての地方支分部局において共同調達を実施している。地方支分部局における共同調達品目の総数（延べ）は44品目、共同調達の相手方官署の総数（延べ）は152官署となった。</p>

【国土交通省】

- 共同調達については、北陸地方整備局において新たに蛍光灯の共同調達を導入し、その他部局においても、品目（施設・設備の維持管理・保守等）の拡大を行い、本省及び地方支分部局等（43 部局）において実施した。
- 一括調達については、関東運輸局において新たに庁舎清掃業務の一括調達を導入し、その他部局においても、品目（清掃用消耗品の購入等）の拡大を行い、本省及び地方支分部局等（57 部局）において実施した。

【防衛省】

- 本省において、事務用消耗品 9 品目を新たに対象品目とするなど、一括調達の拡大を図った。

5. 調達事務のデジタル化に向けた取組

<p>【カジノ管理委員会】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 電子契約の締結、電子メールによる入札説明書の交付、電子データによる見積書及び請求書の徴取を行い、調達事務のデジタル化を推進した。
<p>【金融庁】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 入札説明書において、電子契約を推奨することとする旨を記載して、公告時点から事業者へ電子契約の利用を促進した。○ 落札事業者（紙による入札であった事業者も含む。）に契約手続の連絡を行うに当たり、電子契約が可能かどうかを電話・メールにより確認した。
<p>【消費者庁】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 電子調達システムの電子入札機能を利用した調達は100%（前年度100%）であり、電子応札件数も60件（前年度54件）と向上しており、事業者の利便性の向上を図ることができた。また、電子調達システムを利用して3件の契約書を取り交わした。
<p>【総務省】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 入札・契約手続における電子調達システムの利用徹底に努めるとともに、電子調達システムの普及啓発のため、パンフレットの配布、インターネットによる周知に努めた（民間側利用者講習会は11月開催、省庁側利用者講習会については研修動画により10月に実施）。
<p>【法務省】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 地方支分部局を含む所管各庁に対して、電子調達システムによる入札・契約手続の更なる利用促進に取り組むとともに、利用率向上のため、電子入札・電子契約ができる旨を事業者へ周知するよう指示した。電子入札を264官署（88%）で実施し、電子契約を48官署（16%）で実施した。
<p>【外務省】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 電子調達システムによる電子契約の締結が可能、又は前向きと推察される事業者（6者）に対して、電子調達システムの利用方法等に関する説明や、電子契約機能の利用を慫慂するなど積極的なヒアリングを行ったことにより、令和3年度において電子契約の利用実績を前年度0%から3%に向上させた。○ 一般競争入札案件244件のうち207件で、契約書案、仕様書等の調達情報を電子調達システムにより公開することにより、新規業者の参入や複数者からの応札を促した。○ 新型コロナウイルス感染症の情勢下において競争性の確保を継続するため、ウェブ会議アプリを利用した入札説明会を開催したところ、説明や質疑応答は、対面と遜色なく実施され、事業者からも問題なく実施できたとの評価を得た。

【農林水産省】

- 毎年、地方支分部局等を対象とした会計課長会議を開催しており、電子調達システムの利用状況の報告や推進を依頼している。

6. その他

<p>【公正取引委員会】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 調達事務担当者の適正調達の意識向上を図るための研修を実施するとともに、調達改善の基本的な考え方をイントラネットに掲示して職員の調達改善の意識向上を図った。
<p>【警察庁】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 本庁及び他府省庁で実施している調達改善に向けた取組等を地方支分部局の調達担当者に対して指導教養・情報発信し、調達改善の重要性についての理解を深めた。
<p>【外務省】</p> <ul style="list-style-type: none">○ システム案件、事務機器借入等 43 件について国庫債務負担行為を活用した。
<p>【財務省】</p> <ul style="list-style-type: none">○ クレジットカード決済を導入している21部局全てにおいて、クレジットカードの複数年利用を行い、事務の効率化を図ることができた。
<p>【文部科学省】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 教育関係機関や研究機関を主な対象とする事業のうち、企画競争によるものを中心とした「公募情報」をウェブサイトで公表し、契約の公平性、透明性、競争性の向上に努めた。○ メールマガジンの活用により、企画競争・公募等の公表、一般競争入札情報に関する調達情報配信を図った。○ 両面印刷・集約印刷の促進について毎月省内にメールで周知することで、コピー用紙購入量を令和元年度と比較して約 34%削減した。
<p>【厚生労働省】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 調達担当職員の意識改革・能力の向上を図るため、令和 3 年 6 月に本省において契約に携わる全ての監督・検査職員に対する実務研修（eラーニング）を実施した。
<p>【経済産業省】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 時期に応じた予算執行上の注意事項や有用な情報を提供するために、職員向けメールマガジンの配信を実施しており、11 月以降執行の必要性、新たな調達ルール等について周知した。○ 一定規模以上の情報システムの調達について、省内外の専門家や民間の調達支援業者、外部委員を含む技術審査委員会の活用を行い、民間ノウハウ・知見を反映させた。○ 簡便な価格情報の収集や一層安価な調達を可能とするインターネット取引（クレジットカード決済）による調達を 188 件実施し、市場価格と比べて平均で約 15%の削減効果があった。

【環境省】

- 予定価格の設定に際して、市場価格、過去に調達した類似案件等の情報を収集し、また、情報システム調達においては、府省CIO補佐官からの助言を活用した。

【防衛省】

- 戦闘機（F-2）の機体構造部品の一括調達について、10箇年度にわたる長期契約を締結し、約59億円（▲59%）の削減効果があった。